平成２９年（フ）第５５１６号
大阪市東成区大今里南５丁目９番21―105号
破産者　播本福一こと張智弘こと張本智弘こと張本宏一こと永田宏一こと長田宏一こと永田智弘こと　張　　宏一
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６２３号
京都市南区久世上久世町434番地デ・エストレージャス208、前住所大阪市西区江戸堀１丁目16番21号
破産者　九法　吉宏
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７１８号
大阪市住之江区西加賀屋１丁目２番56―608号中西方
破産者　江浦　一郎
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７１号
広島県東広島市安芸津町三津4659番地20
破産者　三井　富枝
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７２号
広島県東広島市安芸津町三津4659番地20
破産者　三井　永明
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４７号
広島市西区井口３丁目４番１―220号
破産者　古満　あや
１　決定年月日　平成30年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３２号
茨城県下妻市下妻丁50番地６、前住所茨城県下妻市下妻丁303番地４　レフレールＢ棟202号室
破産者　本橋　敏江（旧姓渡辺）
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２１７号
群馬県伊勢崎市香林町１丁目1301番地49
破産者　深沢　敏幸
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９２号
埼玉県深谷市本田5099番地
破産者　小林美樹世
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第５号
新潟市西区青山６丁目18番２号
破産者　前田　博文
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号
新潟市西区青山６丁目18番２号
破産者　前田　裕子
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７８号
石川県小松市桂町ロ18番地甲
破産者　田中　圭一
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第８１号
石川県小松市小島町ル41番地１　小松グリーンホテル
破産者　畑　　寛子
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第５７号
福井県小浜市尾崎第23号26番地
破産者　内藤　勝教
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第２６号
岐阜県高山市丹生川町折敷地1622番地５
破産者　岡田　卓也
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
愛知県刈谷市野田新町１丁目401番地　ヴェルドミール江坂Ａ棟107号、前住所愛知県刈谷市泉田町絵下城162番地１　コーポアイリス102号
破産者　松井　時義
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０３号
福岡県京都郡苅田町与原2270　日産白石南ユースハウスＤ棟307Ｂ号室、住民票上の住所愛知県みよし市莇生町藤塚６番地146　ベルコート三好Ⅱ　202号
破産者　吉田　　真
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
愛知県額田郡幸田町大字大草字丸山28番地（601）
破産者　畑　　義男
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第４号
鳥取県鳥取市宮長272番地１　ハイツＹＯＵ－ＷＡ　Ｂ101号、旧住所鳥取県鳥取市立川町６丁目231番地
破産者　吉田　義美
１　決定年月日　平成30年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部